

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村名 (市町村コード)	南アルプス市 (19208)
地域名 (地域内農業集落名)	楡形北地区 (桃園、上宮地、曲輪田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月4日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地域の農地は、東部の平地から西部の中山間地にかけて広がっており、平地は南アルプス土地改良区の畑かん施設が整備され、果樹を基幹とする樹園地として集団化している。水田は山付地帯に広がっているが、ほとんどが自家消費米である。
- ・曲輪田地区には徳島堰土地改良区のかんがい施設が整備されている。
- ・果樹はモモ・スモモ・ブドウの栽培が多く、桃園地区ではあんぼ柿もある。オウトウの栽培は気候変動により減ってきており、雨よけサイドレスをブドウ棚にして改植する事業が進んでいる。
- ・上宮地地区ではオリーブの栽培も行われている。
- ・曲輪田地区は中山間地域等直接支払制度を利用している。
- ・農業者の高齢化による労働力不足や後継者不足等により、荒廃農地が増加傾向にある。
- ・鳥獣による被害がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・モモ、スモモ、ブドウを主体とした果樹生産量の維持を図る。
- ・温暖化の影響を受けるオウトウからブドウへの改植を検討する。
- ・水田は、食料生産以外にも災害防止や棚田等の農村の景観形成としても重要な役割を担っているため、今後も保全していく。
- ・農道や農業用水路等の基盤整備を進めるとともに、荒廃農地を解消し、農地の効率的な活用を促進する。
- ・鳥獣被害防止対策の充実を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	284.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	284.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場(令和7年8月4日開催)において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

- ・曲輪田827番地1 943㎡ 地図No.1
- ・曲輪田1171番地2 1,069㎡ 地図No.2

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・認定農業者を中心に農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地の集積・集約を進めるため、市、農業委員会、農業協同組合による農地中間管理事業の推進を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農業の生産効率の向上を図るため、水路や農道の整備、農地の区画整理などの基盤整備について、実施を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・経営移譲を希望する農業者の把握 ・新たに農業経営を開始する者への必要なサポート ・幅広い農業者が参入し得るような相談機能の充実 ・実践的研修等による経営を担う人材の育成 について、地域、市、農業委員会、農業協同組合が連携して推進する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農作業受委託の活用を推進していく。

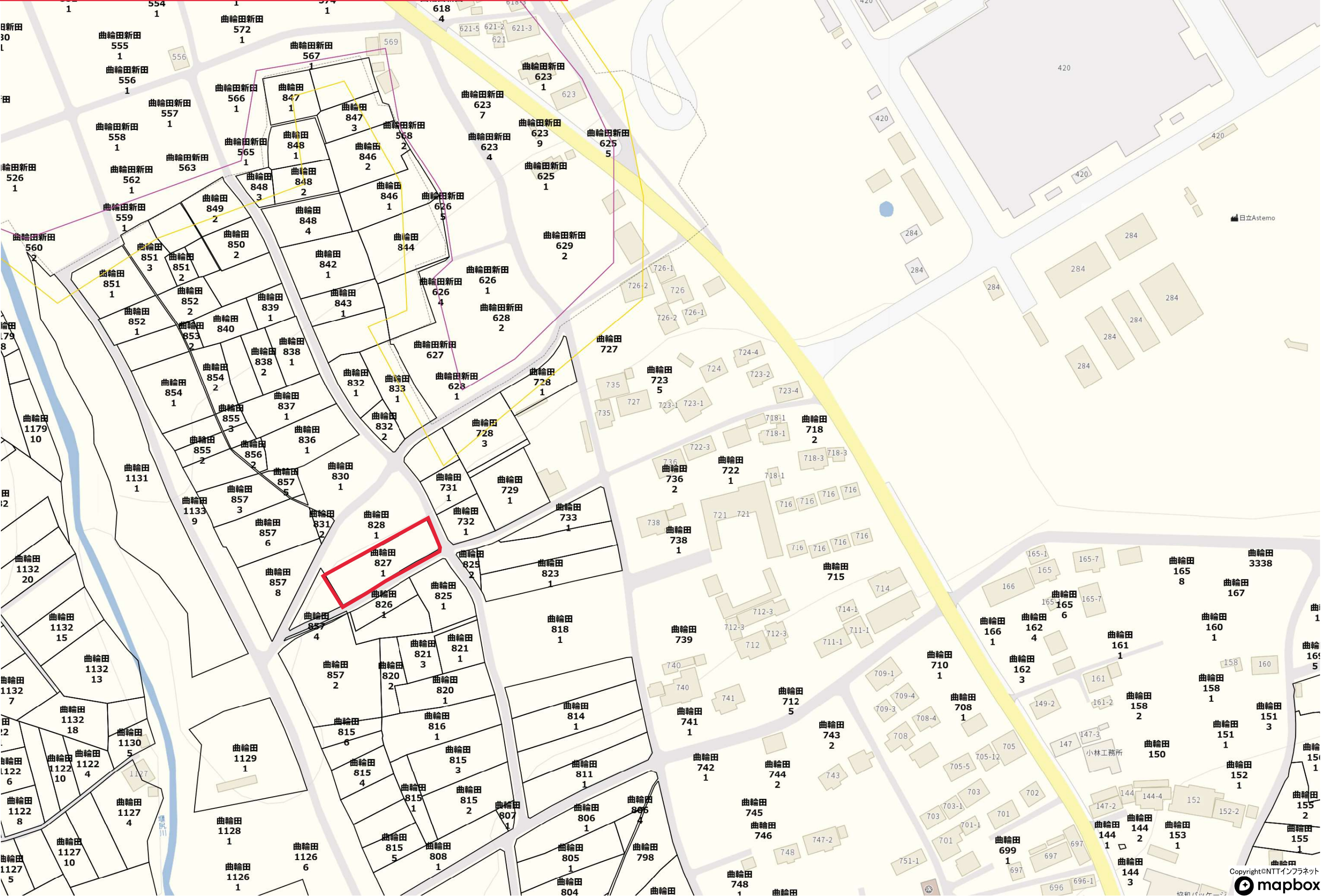
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策を推進する。
⑤果樹産地構造改革に即した果樹の優良品種への改植・新植や省力化等に向けた園地整備を進め、担い手への集積を促す環境整備に努める。

地図№1 (曲輪田827番1 943m²)



地図Nº2（曲輪田1171番2 1,069m²）

